

制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。）を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成30年7月2日

若桜町長 矢部 康 樹



1 調達内容

(1) 工事の名称及び数量

若桜処理区機械設備更新工事（H30）一式

(2) 工事の仕様

入札説明書による。

(3) 工事の期間

契約締結日から平成31年3月20日まで

(4) 入札方法

入札は、紙入札により行うものであること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）から当該金額に108分の8を乗じて得た金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を減じた金額に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 鳥取県知事又は若桜町長から資格停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、入札に参加させないこととする措置をいう。以下同じ。）を受けた期間に当該入札の開札の日（以下「開札日」という。）が含まれていないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあつては、当該申立てが行われた日から開札日までの間に改めて入札参加資格を付与されていること。

(4) 平成27年4月1日以降に国又は地方公共団体が発注した、入札参加資格上の工種区分が機械設備工事であつて、請負金額が5千万円以上の下水道処理施設工事の工事実績があること。

3 契約担当課

若桜町役場農林建設課

4 入札手続等

(1) 入札及び工事の仕様に関する問合せ先

〒680-0792 鳥取県八頭郡若桜町若桜 801-5

若桜町役場農林建設課

電話 0858-82-2236

電子メール nou-ken@town.wakasa.tottori.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

平成30年7月9日（月）から同年7月13日（金）までの間にインターネットの若桜町ホームページ

（<http://www.town.wakasa.tottori.jp/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成30年7月9日(月)から同年7月13日(金)までの日(日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く)の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(3) 郵便等による入札

認めない。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札及び開札の日時

平成30年8月1日(水)午後1時

イ 場所

鳥取県八頭郡若桜町若桜 801-5 若桜町役場第1会議室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) 本件入札に参加を希望する者にあつては、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、平成30年7月20日(金)午後4時までに郵送(期限までに必着のこと。)又は持参により4の(1)の場所に提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。なお、次のいずれかに該当する場合には、若桜町財務規則(昭和41年若桜町規則第91号。以下「財務規則」という。)第131条第1項の規定により入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で町を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないものと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は無効とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、財務規則第135条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札を行った者を落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）、若桜町財務規則（昭和 41 年若桜町規則第 91 号。以下「財務規則」という。）及び本件公告に定めるもののほか、本件調達に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達内容

(1) 工事の名称及び数量

若桜処理区機械設備更新工事（H30） 一式

(2) 工事の仕様

別添「若桜処理区機械設備更新工事（H30）設計書」（以下「設計書」という。）のとおり

(3) 工事の期間

契約締結日から平成 31 年 3 月 20 日まで

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 鳥取県知事又は若桜町長から資格停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、入札に参加させないこととする措置をいう。以下同じ。）を受けた期間に当該入札の開札の日（以下「開札日」という。）が含まれていないこと。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあつては、当該申立てが行われた日から開札日までの間に改めて入札参加資格を付与されていること。

(4) 平成 27 年 4 月 1 日以降に国又は地方公共団体が発注した、入札参加資格上の工種区分が機械設備工事であつて、請負金額が 5 千万円以上の下水道処理施設工事の工事实績があること。

3 契約担当課

若桜町役場農林建設課

4 入札手続等

(1) 入札及び工事の仕様に関する問合せ先

〒680-0792 鳥取県八頭郡若桜町若桜 801-5

若桜町役場農林建設課

電話 0858-82-2236

電子メール nou-ken@town.wakasa.tottori.jp

(2) 入札説明書等の交付方法

平成 30 年 7 月 9 日（月）から同年 7 月 13 日（金）までの間にインターネットの若桜町ホームページ

（<http://www.town.wakasa.tottori.jp/>）から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成30年7月9日（月）から同年7月13日（金）までの日（日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間最終日は正午までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ。

（3）郵便等による入札

認めない。

（4）入札及び開札の日時及び場所

ア 入札及び開札の日時

平成30年8月1日（水）午後1時

イ 場所

鳥取県八頭郡若桜町若桜 801-5 若桜町役場第1会議室

5 入札に関する問合せの取扱い

（1）疑義の受付

本件入札に関しての質問は、質問書（様式第2号）を作成し、電子メールにより4の（1）の場所に平成30年7月13日（金）正午までに提出することとし、原則として訪問、電話又はファクシミリによる質問は受け付けられないものとする。

（2）疑義に対する回答

（1）の質問については、平成30年7月17日（火）から7月20日（金）までの間にインターネットの若桜町ホームページ（<http://www.town.wakasa.tottori.jp/>）によりまとめて閲覧に供する。

6 入札参加者に要求される事項

（1）本件入札に参加を希望する者にあつては、7の事前提出物を作成の上、4の（1）の場所に平成30年7月20日（金）午後4時までに提出（郵送可。ただし、同時刻までに必着のこと。）し、入札参加資格の確認を受けなければならない。なお、期限までに7の事前提出物を提出しない者並びに開札の時に於いて入札参加資格がないと認められた者は、本件入札に参加することができない。

（2）入札者は、（1）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（3）提出書類の作成及び提出に要する費用は、入札参加者の負担とし、提出された提出書類は、返却しない。

（4）提出された提出書類は、若桜町情報公開条例（平成12年若桜町条例第19号）第9条第1項に規定する非開示情報に係る部分を除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、入札参加者に無断で当該入札以外の用途に使用することはない。事前提出物の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

7 事前提出物

事前提出物は次のとおりとし、提出部数は各1部とする。

（1）入札参加資格確認書（様式第1号）

（2）2の（4）を証する書類（コリンズ登録、契約書の写し等）

8 資格審査について

- (1) 6の(1)により提出のあった書類を審査の上、入札参加資格の有無を確認し、その結果を平成30年7月24日(火)までに通知する。
- (2) (1)の審査により入札参加資格がないと認められた者は、若桜町長に対し、入札参加資格がないとした理由について、平成30年7月25日(水)までに書面(様式は自由)により説明を求めることができる。
- (3) (2)により説明を求められた場合、若桜町長は、説明を求めた者に対して平成30年7月27日(金)までに書面により回答する。

9 入札条件

- (1) 入札書(様式第4-1号又は様式第4-2号)は、入札者名及び入札金額を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(以下「入札見積金額」という。)から当該金額に108分の8を乗じて得た金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を減じた金額に相当する金額を入札書の入札金額欄に記載すること。
- (3) 入札者は、いったん提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできない。
- (4) 再度入札は2回とする。(初度入札を含めて3回とする。)
- (5) 再度入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を提出した者は失格とし、不落札でさらに再度入札を行う場合、次回以降の入札には参加させないものとする。
- (6) 入札者は、政令、財務規則、本件公告、設計書及びこの入札説明書を熟知の上、入札すること。
- (7) 入札後、本件公告、設計書、この入札説明書等の不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。
- (8) 入札者は、入札書の記載内容についてまっ消、訂正又は挿入をしたときは、当該箇所に押印しなければならない。ただし、入札金額は、これを改めることはできない。
- (9) 入札参加者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
 - ア 入札執行前にあつては、入札辞退届を持参又は郵送すること。
 - イ 入札執行中にあつては、入札辞退届を提出すること。
- (10) 代理人をして入札させようとするときは、入札を行うまでに委任状(様式第3号)を4の(1)の場所に提出しなければならない。
- (11) 委任状及び入札書のあて名は、若桜町長 矢部 康樹とする。
- (12) 入札者は、入札書提出時に工事費内訳書(様式第5号)を提出しなければならない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。なお、次のいずれかに該当する場合においては、財務規則第131条第1項の規定により入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で町を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないものと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。

11 入札の無効条件

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 本件公告に示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 入札保証金の納付を必要とする入札で、所定の日時までに入札保証金を納付しなかった者のした入札
- (3) 入札開始時刻までに入札場所に参集しなかった者のした入札
- (4) 委任状のない代理人の入札
- (5) 他の入札者の代理人を兼ねた者若しくは 2 人以上の入札者の代理をした者のした入札
- (6) 入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (7) 入札に際し、不正の行為があった者のした入札
- (8) 記名押印のない入札書による入札
- (9) 入札金額と内訳書の総額の相違等内訳書の内容に不備がある者
- (10) 入札書及び内訳書の数字の不鮮明な入札
- (11) 政令、財務規則、本件公告、この入札説明書又はその他入札条件に違反した入札

12 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を履行できると判断した入札者であつて、財務規則第 135 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

13 契約書作成の要否

要

14 手続における交渉の有無

無

15 その他

- (1) 入札終了後、落札者が免税事業者である場合は、消費税及び地方消費税に係る免税事業者届出書を提出すること。
- (2) 開札前に天災その他やむを得ない理由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (3) 本件入札参加資格確認に係る事項及び提出された資料の内容について後日事実と反することが判明した場合は、契約を解除する場合がある。
- (4) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に発注者が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の 10 分の 1 に相当する金額を発注者に支払わなければならない。

また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。

（ア）暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあつてはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。

（イ）暴力団員を雇用すること。

（ウ）暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。

（エ）いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。

（オ）暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。

（カ）役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。

（キ）暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までに掲げる行為を行うものであると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他業務を下請等させること。

（5）契約金額50,000千円以上の場合、仮契約を締結し、議会の承認を得た後、本契約とみなす。

様式第1号

入札参加資格確認書

提出日 平成 年 月 日

若桜町長 矢部 康樹 様

次の工事の制限付一般競争入札への参加を希望しますので、その資格の審査について、関係書類を添えて、以下のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

工事名：若桜処理区機械設備更新工事（H30）

住 所
商号又は名称
代 表 者
担当者
連絡先（電話番号）

1 基本事項

番号	確認事項	記入欄
1	地方自治法施行令第167条の4	該当する・該当しない
2	資格停止措置	該当あり（平成 年 月 日まで）・該当なし

2 工事受注実績

番号	番号 項目	会社実績1	会社実績2
1	実績工事名		
2	実績業務内容証明書	・CORINS登録番号 () ・その他契約書等	・CORINS登録番号 () ・その他契約書等

(様式第2号)

質 問 書

平成 年 月 日

若桜町長 矢 部 康 樹 様

提出者

住 所
商号又は名称
役職及び氏名

印

(作成責任者)

所属・職・氏名
電話番号
ファクシミリ
電子メール

若桜処理区機械設備更新工事（H30）に係る下記事項について質問します。

記

【質問事項1】

【質問事項2】

【質問事項3】

(様式第3号)

委 任 状

平成 年 月 日

若桜町長 矢 部 康 樹 様

委任者 住 所
商号又は名称
役職及び氏名

印

私は下記の者を代理人に定め、下記の権限を委任します。

記

委任事項 若桜処理区機械設備更新工事（H30）に関する入札の権限

受任者 住所

氏名

(様式第4-1号)

入札書 (第 回)

若桜町長 矢部 康樹 様

若桜町財務規則（昭和41年若桜町規則第91号。）、若桜町建設工事執行規則、その他の工事設計書、仕様書、図面、実地等を承認し、次のとおり入札します。

平成 年 月 日

入札者 住 所
商号又は名称
代表者氏名

印

工事の名称	若桜処理区機械設備更新工事 (H30)
工事の場所	鳥取県八頭郡若桜町大字赤松
入札金額	金 円

(注) 入札金額は消費税及び地方消費税を含まない額とすること。

(様式第4-2号)

入札書 (第 回)

若桜町長 矢 部 康 樹 様

若桜町財務規則（昭和41年若桜町規則第91号。）、若桜町建設工事執行規則、その他の工事設計書、仕様書、図面、実地等を承認し、次のとおり入札します。

平成 年 月 日

入札者 住 所
商号又は名称
代表者氏名 ⑩

代理人 住 所
氏 名 ⑩

工事の名称	若桜処理区機械設備更新工事（H30）
工事の場所	鳥取県八頭郡若桜町大字赤松
入札金額	金 円

(注) 入札金額は消費税及び地方消費税を含まない額とすること。

工 事 費 内 訳 書

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

1 工 事 名 : 若桜処理区機械設備更新工事 (H30)

2 工 事 場 所 : 鳥取県八頭郡若桜町大字赤松

3 入札価格 円

4 工事費の内訳

(単位:円)

工種・種別 (種目・科目・中科目)	金 額 (円)	備 考
直 接 工 事 費	0	(A)
共 通 仮 設 費 等		(B)
現 場 管 理 費		(C)
一 般 管 理 費 等		(D)
工 事 価 格		(A) + (B) + (C) + (D)

- (注) 1 内訳書については、設計書の項目に準じて作成することとする。
2 値引きをする場合は、積算区分ごとに記載すること。
3 内訳欄が不足する場合は、適宜、別葉とすること。